

船橋市立金杉台中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和4年4月1日改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する理解を深めさせるとともに、自分と他人の存在を等しく認め、他人を思いやり尊重し合える態度を育てるなど、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

当該生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

(いじめの禁止)

生徒はいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として教育相談を適宜実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、いつでも相談しやすい環境等その他の必要な措置を講ずる。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行う。
- ・職員が生徒の身近にいつもいるようにし、一人での生徒や様子の変化した生徒の早期発見を行う。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・いじめに関する研修に参加し、校内の職員に伝達するとともに、校内いじめ防止対策教員として活動する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように必要ないじめ防止研修会を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
<参加者>校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、SC
<活動>アンケート調査並びに教育相談に関すること。
いじめ事案の対応に関すること等の協議を行う。
<開催>週に1回定例会を設置し、いじめ事案発生時は臨時開催とする。

② いじめに関する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ再発の防止を図る。また、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを行った生徒のみならず、「観衆」や「傍観者」の立場であった生徒に対しても、指導を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習できるように、保護者と連携を図りながら、別室等で学習できる措置を講じる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、関係保護者と情報を共有できるように連絡を密に取り合う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会・船橋警察署と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身または金銭等に重大な被害が生じた疑いや、長期にわたって欠席することを余儀なくされている場合は以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生したことを、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 船橋市教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいすることなく、いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため次の2点を学校評価に加え、適正に取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

(5) 公表・改訂における留意事項

- ・本校のホームページに掲載することとする。
- ・毎年、年度末に見直しを行い、必要がある場合には改訂される。